

令和7年度第1回川崎市大規模小売店舗立地審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年5月21日（水） 10:00～10:30
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 復元棟 303会議室（3階）
- 3 出席者

（委員）	田中 伸治	会長
	吉村 純一	委員
	一ノ瀬 大輔	委員
（行政）	米田 敦志	環境局環境対策部環境保全課
	吉田 充希	環境局環境対策部環境保全課
	市川 克樹	建設緑政局総務部企画課
	吉田 直樹	まちづくり局交通政策室
	矢田 誠	経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
（事務局）	修田 命	経済労働局観光・地域活力推進部
	木村 春菜	経済労働局観光・地域活力推進部
（事業者）	奥村 直生	21世紀商業開発株式会社
- 4 議題 大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）の規定に基づく届出について
（仮称）クリエイトS・D川崎片平店
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容

以下、要約を記載。

事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、出席委員、5名中3名ですので、過半数に達しており、川崎市大規模小売店舗立地審議会条例第6条第2項により、会議が成立していることをご報告いたします。

議事は、田中会長にお願いします。

田中会長 只今から、川崎市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

これより議事に入りますが、本日の審議内容の確認は、委員全員で行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は公開会議となっておりますが、御異議はございますでしょうか。なければこれより、傍聴者の入室を許可いたします。

<傍聴者なし>

本日の審議事項は、新設案件1件です。

審議事項(1)の大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく届出について、「(仮称)クリエイトS・D川崎片平店」を議題とします。

それでは、「(仮称)クリエイトS・D川崎片平店」について、事務局からまず資料1の「1 届出の概要」と「2 法手続きの経緯」を説明してください。

事務局	<資料に基づき説明>
田中会長	届出の概要と法手続きの経緯について何か御質問があれば、委員から御発言ください。
	<発言なし>
田中会長	続いて事務局から資料１の「３ 大型店新設にあたっての配慮事項」について説明してください
事務局	<資料に基づき説明>
田中会長	大型店新設にあたっての配慮事項について何かご質問があれば、委員から御発言ください。
一ノ瀬委員	それでは、私からよろしいでしょうか。 廃棄物保管施設について、図面を見ますと小売店以外にもクリニックも入っているかと思うのですが、こちらのクリニックのごみもこの保管施設を共有されるのかどうか教えていただきたいのが一点、あと以前にも審議会で発言させていただいたのですが、自治体によると思いますがおそらく廃棄物保管施設の中の具体的なごみ箱の配置までは求めてないと思うのですが、その際に保管施設の中に９立法メートルの面積が確保できるということは事前に確認されているという理解で良いのでしょうか。
事務局	１点目のクリニックとの併用について、事業者からいかがでしょうか。
事業者	クリニックについては駐車場②もしくは③のどちらかに設置する予定であり、別の建物になりますので、廃棄物についても別途管理します。
事務局	２点目の質問は、９立法メートルの廃棄物保管施設について現状事務局の方で確認できているかという主旨でよろしいでしょうか。
一ノ瀬委員	そうですね、もちろん嘘はないと思うのですが、本当に９立法メートル確保できるのかというところが図面だけだとよくわからないので、それは事前に事務局の方で確認されたものが出てきているという理解で良いのかという質問です。
事務局	施設については届出の内容どおりに作っていただくという意味では確認していますが、実際に現地で工事途中の建物を確認している訳ではありません。
一ノ瀬委員	毎回そこが少し気になっていまして、大丈夫だとは思いますが、廃棄物を見る立場からすると、内容について信じるしかないというところがありなかなかコメントしづらい部分があります。 例えば９立法メートルというのは部屋の面積ではなくごみ箱のトータ

	ルの面積だと思いますが、自治体によってはごみ箱を何個設置するのかというのを示していただいている場合もあると思うので、それを見ればだいたいわかりますのでご検討いただければと思います。
事務局	その点は次回以降事業者には事前に確認するようにいたします。
田中会長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
吉村委員	騒音のところですが、夜間の騒音における最大値は定常騒音について敷地内の地点で上回るところがあると仰っていましたが、どの地点か図面で示すことはできますか。 保全区域である地点では大丈夫だったとありますが、それは距離が違うからなのか、高さが違うからなのか、わかるものがあればお願いします。
事務局	（図面を投影しながら）こちらの図面で上回っていた地点が a 地点というところでした、実際に影響がある住宅に面したところ a' 地点で調査した結果、基準を下回るということでございます。
吉村委員	敷地境界では基準を超えることがあるけれども、実際に影響が出ると思われる住宅が建ち並んでいる地点では大丈夫であったということですか。
事務局	その通りでございます。
田中会長	今の質問に関連して、a 地点での騒音源といいますか、何が原因で基準値を超えてしまっているのかわかりますか。
事務局	事業者からお願いします。
事業者	冷凍・冷蔵庫の室外機が 2 4 時間稼働するため、それが主な原因です。
吉村委員	それが最大値ですか。
事業者	そうです。
田中会長	わかりました。では荷捌きの車両とか作業の音ではないということですね。
事業者	荷捌きは夜間行いませので、含まれておりません。
田中会長	その他いかがでしょうか。

<発言なし>

田中会長	そうしましたら私からいくつか質問ですが、1 つは入退店の駐車場①は全面の道路に面していて出入口があり左折入庫左折出庫、②は路地を入ったところに出入口があり右折で入庫して左折で出庫するということです。お聞きしたいのは入退店経路の図では時計回りに経路が書かれていて、全体として左折入庫して左折出庫するように書いてありますが、駐車場②の出入りする車は路地から道路に出ることになりますが、退店するとき右折してもよいのか、それとも右折してはいけ
------	--

ないのでしょうか。

事務局
事業者 退店は基本左折で間違いないですか。

そうですね、県警と協議している中で、右折を禁止することはできないですがお店としては左折で出ていただくように注意するよう指導されていますので、それに従って左折で出るようお客様には周知をさせていただきます。ただ裏に住居があり、住民に対して右折禁止とはかけないので、店舗から退店経路の周知の際に左折での退店を促す看板やチラシをすることになっております。

田中 反対に来店する車も右から来た車が交差点で右折して駐車場②に入庫する可能性もありますが、それを防ぐための案内方法がありますか。

事務局 同じくチラシ、看板で来店する方は右折を遠慮いただくように周知する形になります。住民の方なのか来店される方なのか判断がつきませんので、お願いベースでの周知をさせていただくことになります。

田中 わかりました。

それから駐車場②については出入りが先ほど確認したように右折入庫左折出庫という形になりますが、車同士が接触するような恐れがあるのかなと思いますが、出入口の広さと道路の広さはそういったことが起こらないような広さが十分あるのでしょうか。

事務局 出入口については図面にあるように双方向車両が入れるようになっていますが、全面道路については現地を確認したところ幅員としては双方向が同時に通るのは難しいと推測されます。

入店退店の車が同時に来て錯綜することのないように誘導員を設置することと、出庫灯のランプを設置する予定ですので、出庫の車があるということを入庫車両にわかるようにお知らせする形で配慮すると聞いております。

田中会長 わかりました。この道は歩行者の方も当然後ろの住宅に帰る方などが通るかと思いますが、歩道はないのでしょうか。

事務局 そうですね、歩道はないです。

田中会長 わかりました。ではそこでも気を付けていただく必要があるのかなと思ったところです。

あと、資料を見ればわかると思いますが確認です、荷捌きの時間帯は営業時間中に荷捌き車両が入ることがあるのでしょうか。

事務局 午前6時から午後10時までなので、営業時間中も出入りはございます。

田中会長 そうすると、一般の車がいるときに荷捌き車両が入ることもあるということですね。それに関する対策として3ページの（3）歩行者自転車の安全安心な通行に十分に注意すると書いてありますが、何か店舗の従業員が誘導するとか、そういった具体的な対応はありますか。

事務局	複数の荷捌き車両が来た場合には従業員が駐車場②へ適宜誘導すると聞いておりますが、それ以外では事業者からいかがでしょうか。
事業者	営業時間中については基本的には誘導員を配置する予定はないですが、混雑したタイミングによっては従業員間で連絡を取り合いながら適宜誘導する形をとる予定です。
建設緑政局	駐車場出入口②のところですが、間口が6mとなっていて駐車場①③の間口は8mでスムーズにいけるのかと思ったのですが、駐車場②の間口を6mにした根拠はあるのでしょうか。8mにしておけばすれ違ったのではないかと思ったのですが。
事業者	基本的に間口を取る時は必要最低限にするようにという指導がありますので、それに沿って間口をとっています。出入口①は搬入車両が入るので8m取っています。
建設緑政局	先ほど②の方に搬出入車両を誘導するという話だったかと思いますが。
事業者	基本的に②に入れるつもりはないですが、どうしても搬入時間が被った場合に路上に待機するわけにはいかないので駐車場②に誘導することとしています。運営上は時間をあけてそうならないように対応する予定です。
事務局	搬出入計画で同時に搬入車両が来ることがないようにすると聞いております。
田中会長	ありがとうございます。その他ご質問などはよろしいでしょうか。 ＜発言なし＞
田中会長	それでは御意見をいただきたいと思います。 本審議会は、大規模小売店舗を設置する者が、周辺の地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について配慮すべき基本的な事項を調査・審議する機関です。 配慮すべき基本的な事項とは、大規模小売店舗立地法第4条で定める指針において、大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる事項と定められており、具体的には交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項をいいます。 それらを踏まえて、届出内容について法第4条の指針を勘案した御意見があれば、委員から御発言ください。 ＜発言なし＞
田中会長	私からは、先ほど質問させていただいたような事項になるかと思いますが、駐車場出入口に関する安全対策、特に駐車場②が全面道路に歩道がないので歩行者との錯綜、あるいは車同士の錯綜を防ぐため、誘導員の配置についても図面には書かれておりますけど、そういった形で注意していただきたいというところ、それから来退店経路に関して

基本的に全体として時計回りになるような形で入店・退店していただくように利用者に案内していただくこと、それから荷捌き車両について営業時間内に場内を走行することがあると思いますので、状況によっては従業員が誘導して安全を確保していただくといこと、あとは騒音について店舗敷地内では基準を上回っていることがあるということでしたので、それらをできるだけ小さくするよう配慮いただく、もし近隣から苦情があったときは対応していただくといったことが必要かと思いました。

その他皆様からご意見などございますか。

<発言なし>

そうしましたら、本審議会としての意見について協議したいと思います。今私から申し上げたようなことが出ていますが、全体としてはそういったものは付帯事項としてお伝えいただければいいかと思いますので、計画としては「意見なし」で「付帯事項あり」という形の結論としてはいかがかと思いますが、皆様ご異議などいかがでしょうか。

<異議なし>

それでは「意見なし」ということで決定したいと思います。ありがとうございました。

それでは審議事項（２）その他について、事務局から何かありますか。

<今後の予定について説明>

以上で、本日の審議会を終了します。長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。

事務局
田中会長